

助産専門職大学院認証評価事業基本規則

第1章 総則

(目的)

第1条 特定非営利活動法人日本助産評価機構（以下「機構」という。）は、助産教育及び高度な専門職業人の養成に関する事業の一環として、学校教育法第69条の4に定める文部科学大臣の認証を受けて、助産専門職大学院の教育研究活動等の適格認定に関する評価を行う機関となり、助産専門職大学院の認証評価事業を行うことを目的とする。

(付帯業務)

第2条 機構は、前条の認証評価事業に付帯して、評価を適切に行うための助産専門職大学院及び助産師養成制度全般に関する情報収集と調査研究、評価依頼校への適宜の情報提供、助産師養成教育に関する調査研究等付帯業務を行う。

(助産専門職大学院認証評価部)

第3条 認証評価事業及びその付帯業務は、機構理事会の委託にもとづき助産専門職大学院認証評価部がこれを行うものとする。

- 2 助産専門職大学院認証評価部は、認証評価評議会、評価委員会、評価員、異議審査委員会、認証評価事務局から構成される。
- 3 助産専門職大学院認証評価部において、所定の手続に基づいて作成もしくは修正された評価報告書（原案）は、所定の手続に従い機構の評価報告書として確定・公表される。

(守秘義務)

第4条 機構、助産専門職大学院認証評価部の構成員は、認証評価事業及びその付帯業務の遂行により取得した助産専門職大学院及びその関係者に関する秘密の情報について、守秘義務を負う。但し、第1条第1項の認証評価事業の実施・公表のために必要がある場合を除く。

第2章 認証評価評議会

(目的)

第5条 助産専門職大学院認証評価部の最高意思決定機関として、認証評価評議会を設ける。

(権限)

第6条 認証評価評議会は、以下の権限を有する。

- (1) 評価基準の策定・変更等認証評価事業及びその付帯業務の基本的事項を決定する。
- (2) 評価委員会委員、異議審査委員会委員を選任する。
- (3) 評価報告書（原案）に対する助産専門職大学院からの異議の採否を決定し、必要があるときは評価報告書（原案）を修正する。
- (4) この基本規則の改正案を決定する。
- (5) その他、機構理事会から委託された事項を行う。

(構成)

第7条 認証評価評議会は、9名の認証評価評議員をもって構成する。認証評価評議員のうち3名が助産教育に従事する大学院教員、3名が実践に従事する助産師、3名が一般有識者（教育学、産科学、ジェンダー論等に関連する）とすることを原則とする。

(認証評価評議員の選任)

第8条 認証評価評議員は、機構理事会において選任する。

(任期)

第9条 認証評価評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を補うために選任された認証評価評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(認証評価評議会議長)

第10条 認証評価評議会議長は、認証評価評議員の互選により決する。

2 認証評価評議会議長は、助産専門職大学院認証評価部を統括し、これを代表する。

(認証評価評議会の開催)

第11条 通常認証評価評議会は、原則として毎年1回定時に開催する。

2 臨時認証評価評議会は、次の各号に掲げる事由の一に該当する場合に開催する。

(1) 評価報告書(原案)に対する助産専門職大学院からの異議を審理する必要があるとき。

(2) 機構理事長または認証評価評議会議長が必要と認めたとき。

(3) 認証評価評議員現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

3 前項(1)の異議の審理は、第51条所定の異議審査委員会の異議審査書が認証評価評議会に提出された後に行なわれる。

(招集)

第12条 認証評価評議会は、認証評価評議会議長が招集する。

(定足数)

第13条 認証評価評議会は、認証評価評議員現在数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第14条 認証評価評議会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した認証評価評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 認証評価評議員は、その所属もしくは利害関係を有する助産専門職大学院に関する議事に参加できない。

(書面表決)

第15条 やむを得ない理由のため認証評価評議会に出席できない認証評価評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その認証評価評議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第16条 認証評価評議会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(認証評価評議会運営規則)

第17条 認証評価評議会は、その運営に関して、別途、認証評価評議会運営規則を設ける。

第3章 評価委員会

(目的)

第18条 認証評価事業及びその付帯業務に関する具体的な事項を決定し、評価報告書（原案）の作成を行う機関として、評価委員会を設ける。

（権限）

第19条 評価委員会は、以下の権限を有する。

- (1) 評価報告書（原案）を作成する。
- (2) 評価実施要項・評価手続等、評価の実施に関する事項その他認証評価事業及びその付帯業務の実施に関する事項について決定する。
- (3) 助産専門職大学院との認証評価委託契約等、認証評価事業及びその付帯業務に関する契約締結について決定する。
- (4) 評価員を選任し、または解任する。
- (5) 助産専門職大学院ごとに評価員から成る評価チームを編成する。
- (6) 評価委員会の幹事を必要な期間選任し、または解任する。
- (7) 認証評価事業及びその付帯業務についての諸事項で、(2)に当たらないものにつき、これを決定する。

（構成）

第20条 評価委員会は、10名程度の評価委員をもって構成する。評価委員のうち4名程度が大学及び大学院助産分野の専任教員、3名程度が実践に従事する助産師、3名程度が研究者及び受益者グループ代表者等の有識者とするを原則とする。

（評価委員会委員の選任）

第21条 評価委員会委員は、認証評価評議会において選任する。

（任期）

第22条 評価委員会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を補うために選任された評価委員会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第23条 評価委員会には、委員長1名と副委員長2名を置く。これらは、評価委員会委員の互選により決する。

（開催）

第24条 評価委員会は、隔月開催を原則として、必要に応じて開催する。

（招集）

第25条 評価委員会は、認証評価評議会議長または評価委員会委員長が招集する。

（議長）

第26条 評価委員会の議長は、委員長が務めるものとする。委員長が欠けるときは、副委員長のうち1名がこれに当たる。

（議決）

第27条 評価委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した評価委員会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

- 2 評価委員会委員は、その所属もしくは利害関係を有する助産専門職大学院に関する議事に参加できない。

(議事録)

第28条 評価委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(秘密会)

第29条 評価委員会は、出席した評価委員の過半数の同意があれば、これを秘密会とすることができる。
この場合には、前条の議事録は作成を要しない。

(評価委員会運営規則)

第30条 評価委員会はその運営に関して、別途、評価委員会運営規則を設ける。

第4章 評価員

(目的)

第31条 助産専門職大学院の自己点検評価報告書その他の資料を調査し、現地調査を行い、調査結果(案)を作成する等の職務を行うため、評価員を置く。

(評価員名簿)

第32条 評価員に選任された者は、評価員名簿にその氏名、所属、連絡先を登載する。

(評価員)

第33条 評価員は評価委員会により選任されるものとし、認証評価評議員、評価委員会委員との兼任を妨げない。

(評価チーム)

第34条 評価チームは、評価する助産専門職大学院ごとに評価委員会が編成することとし、原則として、評価員3名から成るものとする。なお、評価チームの構成については、原則として、評価員3名のうち1名は大学院助産分野の専任教員とし、2名は助産師であって大学院助産分野における教育経験を有する者もしくはその教育研究活動に識見を有する者とする。

2 助産専門職大学院の規模により、前項の評価員数は増加することがある。

3 評価対象助産専門職大学院に所属もしくは利害関係を有する者は、当該大学院の評価チームの評価員となることは出来ない。

(権限)

第35条 評価員は、評価委員会で決定された評価チームの一員として、評価を行う助産専門職大学院の自己点検評価報告書その他の資料から調査報告書(案1)を作成し、その後、調査及び現地調査を行い、評価についての調査結果及び意見を記載した調査報告書(案2)を作成し、評価委員会へ提出する。

(主査・副査)

第36条 評価チーム3名のうち、1名を主査とし、1名を副査とする。

(主査・副査の権限)

第37条 主査は、評価チームを統率するとともに、調査報告書(案1及び2)を取りまとめる。

2 副査は、主査を補佐し、主査に事故あるときはこれに代わって主査の職務を行う。

(評価員の義務)

第38条 評価員は、原則として、機構が行う評価員研修に参加しなければならないものとする。

(任期・辞任・解任)

- 第39条 評価員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 評価員がこれを辞する場合には、評価委員会宛てに文書で理由を付して届け出ることとする。
 - 3 評価委員会は、評価員が、心身の故障により十分な評価活動ができないと認める場合及び評価員としての品位を欠く行いがあると認める場合には、これを解任できるものとする。

第5章 異議審査委員会

(目的)

- 第40条 評価報告書（原案）に対する助産専門職大学院からの異議を審査するため、異議審査委員会を設ける。

(権限)

- 第41条 異議審査委員会は、助産専門職大学院から出された異議について、それが理由あるものか否かを審査し、審査結果を認証評価評議会に報告する。

(構成)

- 第42条 異議審査委員会は、5名の異議審査委員をもって構成する。異議審査委員のうち、3名は有識者、大学院助産分野の専任教員、2名は機構の副理事長及び監事とすることを原則とする。

(異議審査委員の選任)

- 第43条 異議審査委員は、認証評価評議会において選任する。
- 2 認証評価評議会は、予め複数名の異議審査予備委員を選任する。
 - 3 異議審査の対象となる助産専門職大学院に所属もしくは利害関係を有する者は、当該助産専門職大学院の異議審査に加わることは出来ない。
この場合、当該助産専門職大学院の異議審査については、認証評価評議会議長が異議審査予備委員の中から指名した者が、異議審査委員となる。

(任期)

- 第44条 異議審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員を補うために選任された異議審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

- 第45条 評価報告書（原案）に対し、評価を受けた助産専門職大学院から出された異議は、異議審査委員会に当然に付託され、異議審査委員会が開催される。

(委員長)

- 第46条 異議審査委員会の互選により、異議審査委員会委員長1名を定める。

(招集)

- 第47条 異議審査委員会は、異議審査委員会委員長が招集する。

(議長)

- 第48条 異議審査委員会の議長は、異議審査委員会委員長がこれを行う。

(議決)

- 第49条 異議審査委員会の議事は、原則として、出席し議事に参加した異議審査委員全員の一致による

ものとする。ただし、意見の一致を見るのが困難であると議長が判断した場合には、多数決によることもできるものとする。

(秘密会)

第50条 異議審査委員会の議事については、原則として秘密とする。但し、必要に応じて議事要旨を作成する。

(異議審査書の作成)

第51条 異議審査委員会は、議事の結果について異議審査書を作成し、認証評価評議会に提出するものとする。

(異議審査委員会運営規則)

第52条 異議審査委員会は、その運営に関して、別途、異議審査委員会運営規則を設ける。

第6章 認証評価事務局

(目的)

第53条 認証評価事業に係る事務を処理するため、認証評価事務局を設置する。

(構成)

第54条 認証評価事務局には、事務局長及び所要の事務局員を置く。

(任命)

第55条 事務局長その他の事務局員は、評価委員会が任命する。

- 2 評価対象助産専門職大学院と利害関係を有する事務局長その他の事務局員は、当該助産専門職大学院にかかる認証評価事業に係る事務の処理に関与することは出来ない。

(事務局長)

第56条 事務局長は助産師から任命されるものとする。

(事務局員)

第57条 事務局員は無給を原則とするが、必要に応じて有給の職員も置くものとする。

- 2 有給職員を含む事務局員は、助産師及び研究者を中心とし、それら以外の事務担当者も含むものとする。
- 3 有給職員は、常勤または非常勤とする。

第7章 事業会計

(総則)

第58条 認証評価事業会計は、機構の一般会計と区分した独立会計によるものとする。

(評価手数料等)

第59条 認証評価評議会は、評価に関して助産専門職大学院から徴収する評価手数料等を決定する。

(事業報告)

第60条 認証評価評議会は、毎事業年度の始めから2か月以内に、前事業年度に係る事業報告書を作成し、これを機構理事長に提出しなければならない。

(事業年度)

第61条 評価事業の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 その他

(認証評価の受託)

第62条 機構は、助産専門職大学院から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該助産専門職大学院の認証評価を行うものとする。

(認証評価に関する諸規則)

第63条 認証評価に関する手続、評価報告書の確定・公表及び評価報告書（原案）に対する助産専門職大学院の異議申立に関する事項については、認証評価評議会がその取り扱いに関する規則を別途定める。

(その他必要な事項)

第64条 この基本規則に定めるもののほか、認証評価事業に関し必要な事項は、機構理事会の授権にもとづいて、認証評価評議会において、別に定める。

(改正)

第65条 この基本規則の改正は、認証評価評議会の発議に基づき機構理事会において行う。

附 則

第1条 本規則は、平成19年11月1日に制定し同日より施行する。

第2条 初年度の事業年度の開始日は、施行日からとする。